

第5回東京都人権施策に関する専門家会議議事概要

開催日時：平成30年7月13日（金） 15時30分～17時30分

開催場所：東京都庁第一本庁舎43階北塔特別会議室D

《出席》 戸松秀典座長、江上千恵子副座長、石渡和実委員、後藤千恵委員、
佐藤佳弘委員、鶴田幸恵委員、菱山謙二委員、山脇啓造委員（以上8名）

《欠席》 大江近委員、本澤巳代子委員（以上2名）

（1）議題「東京都における人権施策について」

- ・ 前回（第4回）会議の意見についての対応の報告
- ・ 人権啓発の取組について（平成30年度）
（人権啓発映像（動画（各30秒）×2本）の視聴を含む）
- ・ 平成30年度（公財）東京都人権啓発センターの主な実施（予定）事業
- ・ 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）案」
概要
- ・ 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」概要
これらについて、企画課長、人権施策推進課長、事業推進担当課長、福祉保健局障害者施策推進部共生社会推進担当課長が説明及び報告した。
- ・ 質疑・意見

※東京都における人権施策についての説明及び報告に対しての意見、質問など、幅広く意見交換を行った。

【委員からの主な意見】

- ・ CM動画の監修をした。拡散して多くの方に見ていただくようなインパクトはまだ無いかもしれないが、教科書的なスタンダードなものできていると思う。
- ・ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）は条例である必要があるのか。
- ・ 多様性ということでダイバーシティは人権問題に関連して今まで非常に色々と語られてきたが、果たしてダイバーシティと言うことで同和問題を語る事ができるのか。
- ・ 人権尊重理念の実現のために具体的に何をするのかということが非常に問われることになる。人権問題と言っても人々の意識を変えるのは非常に難しいことだが、この2020年東京オリンピック・パラリンピックというのは大きな機会になると思う。ロンドンオリンピックの前と後とで人々の障害のある方への意識が大きく変わったと聞いている。ちゃんと工程表を積み上げてそれに基づいて実施し、その成果を世論調査できちんと出していて、東京都も同じような形で進めているのか。
- ・ ただボランティアに参加する、色々な多様性を知るだけではなくて、参加することで意識を変えていく、このようなまたとないチャンスをどう生かすか、是非具体的に引き続きやっていただきたいと期待を込めて思う。

- ・ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）のヘイトスピーチの解消について、事案等の公表と書いてあり、実効性の担保と書いてあるが、こういう事案がありました、注意しましょうというだけなのか。それで実効性が担保できるのか、疑問に思う。
- ・ 人権問題を考える時に、一般の、あまり人権を考えないような、それこそ若者の意識をどう変えていくか。では、変えていくときに否定的な視点よりも、どう向き合って色々な多様性を尊重するかという前向きな発想でいったほうが若者向きかと思う。
- ・ 東京都が障害者差別の条例を制定したことは、とても色々なところから注目されているし、事業者に対しても合理的な配慮の提供を義務化したというあたりがどれだけ実現するのかがとても注目されている。自治体のレベルでは事業者はなかなかうんと言わなくて、国の省庁を引っ張り出してくると事業者は動くという話があるので、東京都としてどのような動き方をしていくのかが大事になってくると思う。
- ・ 東京都と区市町村がどう連携して、一番大事な都民の意識を変えるというところに、教育の役割なども軸に考えて展開していただきたい。若者も働きかけ次第で変わる可能性を持っていると期待して、働きかけ次第でいい動きに変わっていったりもするので、むしろ、差別に対峙するというマイナス思考よりも、一人ひとりがどう自分らしい生き方をしていくかというプラス発想で動くほうが社会は変わっていくのかなと思う。
- ・ 人権をどう考えるかということは難しいと思って機会があるたびに言っているが、なかなか伝わらないと思うのは、理解できないならば差別してもいいというわけではなく、理解できなくても差別してはいけないということが、基本的な人権尊重の考え方だと思うので、条例を作ったからいいとするのではなく、実効性のある動きを人権部で作っていくことが併せて必要になると思う。
- ・ 女性問題などまだ解決されていない問題もたくさんあるし、区別と差別がどう論理的に結びついているのかは難しい問題だが、条例ができたからいいじゃないか、で済まらずに、条例を作ったらいいという発想をもとに何かいいことができるのではないかな。
- ・ ヘイトスピーチに関して、都が保有する公の施設の利用制限とあるが、対象となるのは、公民館、公園、敷地だと思うが、第三者機関審査会でヘイトスピーチデモで使われる表現がヘイトスピーチに該当するかここで審査されるのだろう。そこで、2020年に競技場で競技が行われている最中に、その周りの公園でなく、道路でヘイトスピーチデモができる状態になっていると理解してよいか。
- ・ 公安条例の問題になり都は何も審査できないから、公安委員会にデモの申請があって、あらかじめその団体がだめだというのも表現の自由があるので、それを第三者委員会がチェックするとなると難しい。これが一番ヘイトスピーチの難しいところである。
- ・ あらかじめ最初から一定の答えがあって、それを押し付けて表現させないというのが嫌だと感じる。東京都として考えるならば、一定のデモ行進についての指示を出すなど、そのようにして競技場の前ではデモを一律に牽制するというやり方をやるしかないのではないかな。
- ・ これはヘイトスピーチです、なんていう定義付けは誰もできない。できないことが前提。ヘイトスピーチが全くない世の中なんて、そんなことはあり得ない。いろいろ

- なスピーチがある、そこでどのように秩序を保っていくかという発想が重要だと思う。
- 新条例案の第2項目のタイトルは多様な性の理解の促進だが、内容がマッチしていない印象を持った。内容は差別の解消の話が中心なので、理解の促進というのが大きなタイトルでいいのかと疑問に思った。3番のほうは、啓発というテーマもこの概要には書かれていないようだが、入れる予定なのかお聞きしたい。
 - 動画の紹介があり、若い人には有効かと思うが、人権部のホームページを見ると、下のほうにスクロールすると2つビデオが出てくる。できればトップページの上のいくつかの項目の一つをビデオにして、すぐビデオのページにいけるようにしたらどうか。
 - 2020年というオリパラという言い方をされ、パラリンピックがオリンピックと並んで、障害があろうとアスリートとしてという発想になっているが、パラリンピックとか障害のある人の存在のようなものが見えないという気がしている。
 - 福祉保健局とボランティアセンターが連携して、企業がパラリンピックで、オリパラでどういう貢献をするのかというかなりいい実践が紹介されている。人権部と他の局との連携がどうなっているのか、特に障害福祉をずっとやってきたものとしては、この条例はパラリンピックは全然見えないということがすごく残念に思う。
 - 国の法律の働き方改革関連法が成立したことは、これからの日本のあり方に大きな影響を与えることになるだろう。過労死、過労自殺など最たる人権侵害である長時間労働や、パワハラ、セクハラもあって、それらによってできた法案で、法案だけが公表されており、これから通達や省令などにより具体化されるわけだが、法の趣旨がきちんと運用されていくのかどうか問題だと思う。高プロ（高度プロフェッショナル制度）の問題もあるが人権にも関わってくるので、興味を持たれてはどうか。